平成 26 年度自動車騒音の常時監視結果について
豊見城市では，騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視をおこなっており，平成 26 年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので，公表します。

## 1 概要

自動車交通騒音の常時監視は，騒音規制法第 18 条に基づき都道府県が自動車騒音の状況 を監視し，同法第 19 条において結果を公表するものとされています。豊見城市でも平成 24年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。

この自動車騒音常時監視では，「騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）」 に基づいて，自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視では，「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局長通知）」に基づき実施計画を策定し，原則，5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

## 2 評価対象道路

平成 26 年度は，幹線道路 3 区間（延長 2.7 km ）に面する地域について， 952 戸の住居等 を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。（評価区間は表1および図1参照）


図1 評価区間図
表1 環境基準達成状況の評価結果（区間別）


[^0]
## 3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は，評価区間（※1）を代表する地点で測定した騒音レベルから，各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式 に基づき，幹線交通を担ら道路（※3）の沿道（道路両端）から 50 m までの範囲にある個々 の住居等が受ける騒音レベルを算出し，評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」とい います。）
※1「評価区間」とは，評価の実施にあたり，監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。 ※2「住居等」とは，住居，病院，学校等をいいます。
※3「幹線交通を担う道路」とは，高速自動車国道，一般国道，都道府県道及び 4 車線以上の市町村道をい います。

## 4 ローテーション

平成 18 年度より，環境省における事務処理基準の改正に伴い，監視地域に関する基礎調查の実施頻度が明記され，効率的に適切な事務の遂行，ローテーションで評価区間を評価 することが可能となりました。ここで，ローテーションとは，図2 に示すとおり，過年度 で報告された評価結果のらち，報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考 え方です。豊見城市で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し，ローテーショ ンが一巡した以降の評価結果は，地域全体の評価結果となり，環境改善状況の経年変化等 を適切に把握することができます。


図2 ローテーションの考え方

以下に平成 26 年度に実施した， 3 区間の評価結果を報告します。

## 5 環境基準達成状況

（1）各区間別の状況
平成 26 年度に面的評価を行った 3 区間では P－7（県道 11 号線）で「昼間のみ基準値以下」が $0.2 \%$ あった以外，全ての住居等が環境基準を達成していました。（図 3 参照）


注． 1 グラフ内の数字および括弧内の数字は，それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。 ． 2 また，割合の合計は四捨五入により， $100 \%$ にならない場合があります。

## 図3 評価区間別の環境基準達成状況

（2）全体および道路種類別の状況
平成 26 年度に面的評価を行った区間（延長）はすべて県道（延長 2.7 km ）であり，評価の対象とされた 952 戸のらち，「昼間のみ基準値以下」が $0.1 \%$ ありました。それ以外 のすべての住居等が環境基準を達成していました。（図 4 参照）


ロ昼間•夜間とも基準値以下 ロ昼間のみ基準値以下 ロ夜間のみ基準値以下－昼間•夜間とも基準値超過
注． 1 グラフ内の数字および括弧内の数字は，それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。 ． 2 また，割合の合計は四捨五入により， $100 \%$ にならない場合があります。

図4 道路種類別の環境基準達成状況

## 別添資料 1

騒音に係る環境基準は，環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく，騒音に係る環境上 の条件について生活環境を保全し，人の健康の保護に資するらえで維持されることが望 ましい基準（以下，「環境基準」という。）のことをいいます。

一般地域

| 地域の類型 | 基 準 値 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 昼 間 | 夜 間 |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A及びB | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注） 1 時間の区分は，昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし，夜間を午後 10 時か ら翌日の午前 6 時までの間とする。
2 AA を当てはめる地域は，療養施設，社会福祉施設等が集合して設置される地域な ど特に静穏を要する地域とする。
3 Aを当てはめる地域は，専ら住居の用に供される地域とする。
4 B を当てはめる地域は，主として住居の用に供される地域とする。
5 C を当てはめる地域は，相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される地域 とする。

道路に面する地域

| 地 域の区 分 | 基 準 値 |  |
| :--- | :---: | :---: |
|  | 昼 間 | 夜 間 |
| A地域のらち2車線以上の車線を <br> 有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち2車線以上の車線を有す <br> る道路に面する地域及びC地域のらち <br> 車線を有する道路に面する地域 |  |  |

幹線交通を担う道路に近接する空間

| 基 準 値 |  |
| :---: | :---: |
| 昼 間 | 夜 |
| 70 デシベル以下 | 間 |
| （備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれてい |  |
| ると認められるときは，屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下，夜間に |  |
| あっては40デシベル以下）によることができる。 |  |

## 別添資料2 面的評価を行う範囲


－評価対象外

面的評価は道路端から50メートルにある住居等を対象とし，評価区間は，自動車の運行 に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は，2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端か ら 15 メートル，2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とします。


[^0]:    

